

# 高知くらしの護身術

219

## 廃品回収

### 市町村のルールに従って

(2011年8月23日掲載原稿)

「家電品を無料回収すると書いてあったので、テレビを持って行くと料金を請求された」「家のポストに無料で廃家電等を回収するというチラシが入っていたが、信用できるか」という相談があります。

家庭から出るごみは粗大ごみも含めて、各市町村が処理をすることになっています。一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた業者しか行えません。

一般家庭で使用されているテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の6品目については、「家電リサイクル法」により、メーカーにリサイクルの義務があり、商品を購入した小売店等で、有料で引き取ってもらうことになっています。また、パソコンについては、「資源有効利用促進法」により、メーカーによる回収・リサイクル義務があります。2003年10月以降に販売されたPCリサイクルマークのついた家庭用パソコンは、回収・リサイクル費用を負担する必要はありません。それ以前のマークがない物は、回収再資源化料金が必要ですので、メーカーに問い合わせせてみて下さい。

事例のように無料回収とうたっていても、料金を請求されるケースがあるので、注意しましょう。また、無許可業者が配るチラシには、連絡先がないものや、虚偽の連絡先を記載している場合があります、トラブルが起きても連絡がとれないことがあります。

違法な回収業者への依頼は、トラブルや不法投棄につながる恐れがあります。事業者に限らず、消費者にも排出者としての責任があります。粗大ごみや不用品の処分は各市町村のルールに従って行いましょう。